

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年-16 (元. 9.11)	総 務	<p>NHK 放送のスクランブル化及び希望者との契約の締結に 係る検討の開始を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>1 NHK とはなにか</p> <p>日本放送協会（NHK）は、放送法に基づき 1950 年に設立された日本の「公共放送」を担う特殊法人で、総務省が所管する。</p> <p>NHK は公共放送であり、国内放送については視聴者からの受信料を財源とした独立採算制がとられる。国家が直接運営し国費を財源とする国営放送や、広告を放送し広告料収入を主な財源とする民間放送とは区別されるものである。</p> <p>2 受信料制度</p> <p>NHK には、放送法第 4 条の定める「政治的に公平」で「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」放送を行うことが求められ、そのような放送を行うことを前提に、放送法第 64 条で受信者（受信設備の設置者）は受信料を支払うことが規定されている。かくして、NHK は放送法に定める要件を満たした受信設備の設置者から、同社放送受信規約に基づく受信料を徴収することによって運営されている。</p> <p>3 上記受信料制度の問題</p> <p>NHK は、たしかに、災害時放送や学術・教育に係る放送などについては、その内容に一定の評価があるところであるが、受信料制度については、多くの問題が指摘される。その代表的なものは次のようなものがある。</p> <p>(イ)放送法第 64 条は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない」と定め、テレビを持ってば、</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)	不採択 (元.10. 9)

**本会議(元. 10. 9)委員長報告
会議録暫定版**

NHK が、放送法第 15 条に規定する「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう に豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送」などの業務を実施する目的で設置されていること。それを前提として、陳情者が求める放送のスクランブル化や契約締結義務の見直しに関しては、同法に規定する同協会の目的等を含めた公共放送の根本的なあり方全体を検討された上で、必要に応じて議論されるべきものであることから、不採択と決定いたしました。

総務教育常任委員会・陳情

	<p>NHKを見ると見ざるにかかわらず、同社と契約を締結すべき旨が規定されている。しかしながら、今は放送法の制定当初と比べて民間放送の内容も充実し、また、ライフスタイルも多様化し、必ずしもNHKの放送の受信を国民に義務付け、テレビを購入・設置した者の全員と契約を締結し、受信料を徴収する必然性はなくなっている。</p> <p>(ロ)上述のとおり、NHKの受信料支払いは契約制になっており、主に、受信設備の設置者の自己申告か、地域スタッフの巡回による契約の締結が行われている。協会の受信機を設置しながら、契約に納得できない、(財力の関係で)支払えないとして支払わない世帯も多く、NHKの推計による放送受信料の世帯支払率は、全国値で81.2%となっており、おむね2割の世帯が受信料を支払っていないとされ、支払う世帯と支払わない世帯の間で不平等が生じている。また、この未払い分は、結果、支払いを行っている世帯の事実上の負担となっている。</p> <p>(ハ)NHKは、携帯電話やカーナビについているワンセグ・フルセグ受信機についても、受信契約の対象であると主張している。放送法における「受信設備」の「設置」に該当するからとの理由である。しかし、携帯電話には最初からテレビがついてくるものが多く、契約を強要することは、消費者の自由な選択権を侵害するものとして、是正がなされなければならない。</p> <p>(二)NHKは、受信料の性質を、「受信料は、公共放送の事業を維持運営するための特殊な負担金であり、放送の対価ではない」と説明している。たとえば、一般に、何らかのサービスを受けた場合、その反対給付として金銭の支払いをなすことが、売買契約や委託契約等の典型である。そして、これは、「契約自由の原則」という民法上の大原則、消費者の自由意思に基づくものである。一方、対価性のない金銭の徴収というのは、「特別の給付に対する反対給付としてではなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する</p>	
--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	<p>金銭給付はその形式のいかんにかかわらず、憲法 84 条に規定する租税」（旭川国民健康保険料事件、最判平成 18 年 3 月 1 日）なのであるが、国や地方公共団体でない特殊法人が、租税に類するものを徴収している現実は疑問視されなければならない。</p> <p>以上述べてきたように、NHK との契約については、災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態への移行について、真剣な検討がなされるべきである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>NHK との契約については、災害時の緊急時放送などを除きスクランブル化して、放送を見たい者との間で契約する形態に移行することについて、真剣な検討がなされるべきである。このことについて、地方自治法第 99 条の規定により、鳥取県議会から国に対し、意見書を提出すること。</p>		
--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情